

岩田合同法律事務所 ニュースレター
2026 年 6 月

コーポレート



有報の総会前開示に関する 主な動向と実施のポイント

弁護士 [泉 篤志](#)

弁護士 [伊藤菜々子](#)

第1 はじめに

2025 年 3 月 28 日の金融庁からの要請¹や 2026 年 2 月の開示ルールの改正（後記第 5 参照）等を受け、上場会社の間では有価証券報告書の株主総会前開示（総会前開示）に対する関心や動きが急速に高まっています。

本稿では、株主の議決権行使の充実を図るため、従来は株主総会後の提出が主流だった有価証券報告書を株主総会前、さらには総会の 3 週間前までに開示することについて、最近の動向と実現するためのポイントについて解説します。

第2 改訂コーポレートガバナンスコードにおける位置づけ

2026 年 4 月に最終改訂案が示された改訂コーポレートガバナンスコードにおいては、有価証券報告書の総会前開示が、旧補充原則 1-2①から原則 1-2（株主総会における権利行使）に格上げされました。

【原則 1-2 株主総会における権利行使】

上場会社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを踏まえ、株主の視点に立って、**有価証券報告書を株主総会開催日前に提出するなど株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報を必要に応じ適確に提供する**、株主総会開催日や議

¹ 2025 年 3 月 28 日に金融庁は、有価証券報告書を株主総会の前日又は数日前に提出することを検討するよう要請するとともに、株主総会の 3 週間以上前に有価証券報告書が開示されることが望ましいとの方向性を示していた（[株主総会前の適切な情報提供について](#)）。

決権行使に係る基準日をはじめとする株主総会関連の日程を適切に設定する、プライム市場上場会社は、少なくとも機関投資家向けに議決権電子行使プラットフォームを利用可能とするなど、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行うべきである。

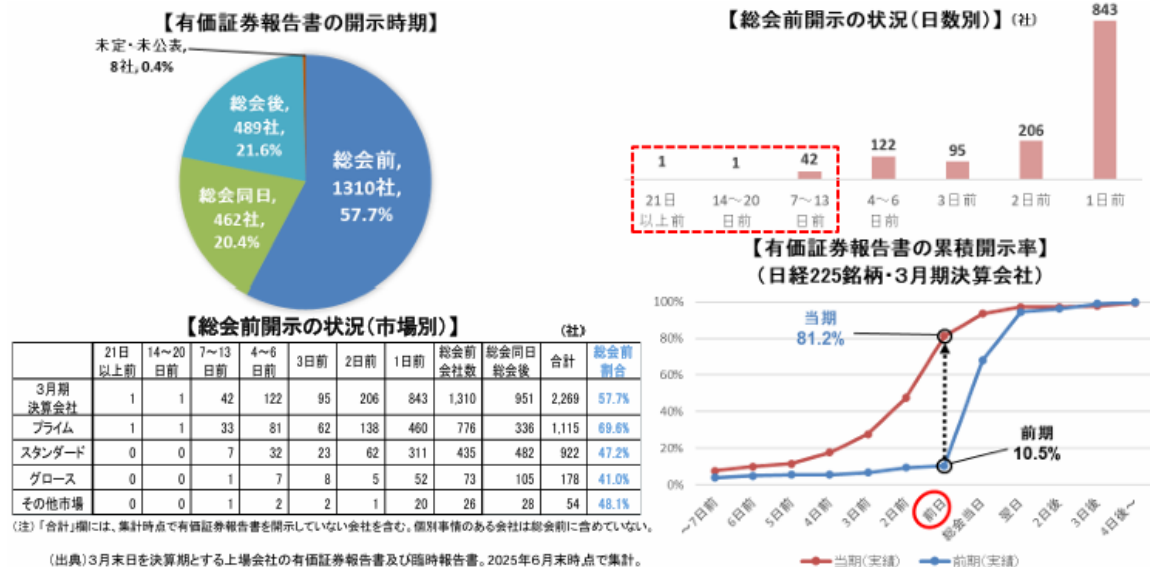
原則 1-2 においては、株主が株主総会において適切な判断を行うことに資する情報として、有価証券報告書の総会前開示を行う重要性が明記されました。解釈指針では、有価証券報告書には投資家はその意思を決定するにあたって有用かつ信頼性の高い情報が豊富に含まれていることから、本来、総会開催日の3週間以上前に提出されることがもっとも望ましく、そのために総会開催日や議決権行使に係る基準日を後倒しにすることも含めて検討することが示されています²。

これにより、上場会社においては、必要に応じといった受動的な姿勢ではなく、投資家への的確な情報提供の一環として総会前開示へ取り組むことが強く促されています。

第3 総会前開示の実例

金融庁が公表している総会前開示の状況によれば、2025年3月期においては、株主総会前に有価証券報告書を提出した上場会社は全体の57.7%となり大幅に増加しました(前期は1.8%)。実務上は、総会1日前、2日前の開示が中心であるものの、一部には1週間以上前、さらに2週間以上前の開示を実現している会社も見られます。

プライム上場企業のうちでは、69.62%が総会前開示を行いました³。



(金融庁「2025年3月期に係る総会前開示の状況」)

² 金融庁：コーポレートガバナンス・コード改訂案の公表について

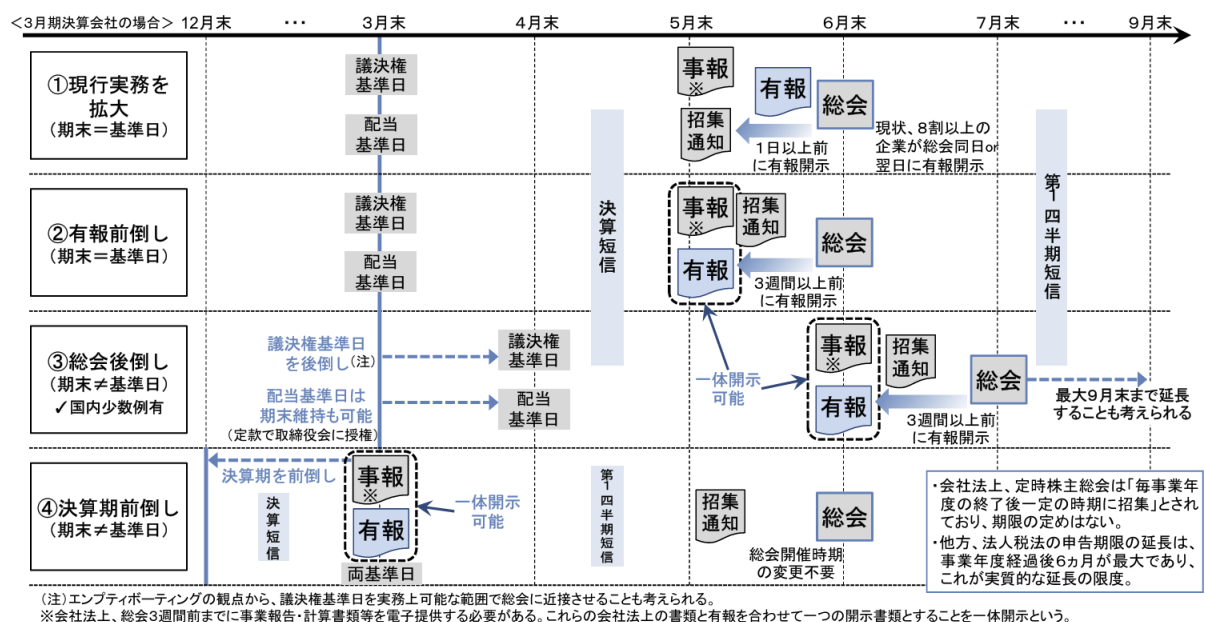
³ 金融庁：総会前開示の状況（令和7年3月期）([sokaimaekaiji_202503.pdf](https://www.sokaimaekaiji_202503.pdf))

金融庁によると、2026 年 4 月末時点において、総会の 2 週間以上前に有価証券報告書の提出を予定している上場会社は 10 社と公表されており⁴、3 週間以上前に一体的開示等がなされるなどの総会前開示に係る取組みの好事例も公表されています⁵。

第 4 総会前の有価証券報告書の開示を実現する方法

金融庁等の整理によると、総会前開示の実現方法としては大きく 4 つに類型化することができ、いずれも現行法上可能な方法です⁶。

以下では、それぞれの方法の概要と特徴を説明します。



(金融庁「総会前開示の実現方法」)

① 現行実務を拡大し、総会前日又は数日前に提出する方法

最も導入しやすい方法と考えられます。現在の決算・監査・総会日程を大きく変更せず、有価証券報告書の提出タイミングのみを数日前倒しする方法です。

2025 年 3 月期に多くの会社が採用したのはこの類型であり、まずは、総会関係書類の原稿の確定や監査手続、取締役会の会議等のスケジュールを調整して実現することが可能と思われます。この方法は、従来の「総会当日又は総会后」の開示から「総会前日又は数日前」の開示へ移行する第一歩としては有効ですが、3 週間以上前の開示を実現するには実務上限界があるように思われます。

⁴ 金融庁：定時株主総会の2週間以上前に有価証券報告書の提出を予定している上場会社一覧

⁵ 金融庁：上場会社における有価証券報告書の総会前開示に係る取組の好事例 ([sokaimaekaiji_kojirei.pdf](#))

⁶ 金融庁：総会前開示の実現方法 ([sokaimaekaiji02.pdf](#))

② 有価証券報告書の作成を前倒しする方法

総会開催日は維持したまま、有価証券報告書の作成・監査・承認といった提出までのスケジュールを大幅に前倒しする方法です。

理論上は株主総会の3週間以上前の開示も可能になります。もっとも、上場会社は決算期末から株主総会まで決算短信や事業報告、有価証券報告書と重要な開示資料の準備に追われているところ、有価証券報告書の提出までのスケジュールを大幅に前倒しにすることにより、決算確定のスケジュールや、監査手続を実施する期間の確保など会社や監査人に今以上に大きな負担を強いることになるため、実務的な難易度はやや高いものと考えられます。

2025年12月期決算企業の㈱アシックスは、半年以上前から監査法人に3週間前の開示の意向を伝え経営層の後押しを得るとともに、非財務情報は従来より3か月前倒しして準備、財務諸表の注記作成のサポートを外部会計士に業務委託する等の対策を講じて3週間前の開示を実現したとのことです⁷。

③ 総会を後倒しにする方法（議決権の行使基準日を後倒しにする方法）

多くの会社では、決算日と議決権の行使基準日を同日に定めており、議決権の行使基準日の3か月以内に定時株主総会を開催する必要がありますが（会社法124条2項）、総会前開示の実現のために総会を後倒しにする、すなわち議決権の行使基準日を決算日より後に変更することが考えられます。例えば、議決権の行使基準日を期末日から1か月後倒しにすると、株主総会も1か月後倒しになり、これにより総会の3週間前の開示が可能となります。

この方法では、有価証券報告書の作成・監査に必要な期間を現状と同じ程度に確保しながら、総会の一定期間前に有価証券報告書を開示しやすくなるため、3週間以上前の開示を目指すための有力な選択肢と考えられます。この方法を実現するためには、定款変更の要否を確認するとともに、証券会社等との調整も必要になります。

2025年6月総会においては、㈱アドバンテストと㈱ソラコムが基準日変更に係る定款変更を行い⁸、本年この2社は、株主総会を7月に遅らせ3週間以上前の開示を予定しています。

④ 決算期を前倒しする方法

決算期を変更して前倒しし、これまでの総会開催時期との間に時間を設ける方法です。この方法は、決算期自体をずらすことになるため、会社の事業や繁忙期等との整合性や、

⁷ 2026年6月3日日経新聞朝刊

⁸ 中川雅博「株主総会后倒しのための定款変更事例—アドバンテスト、ソラコム」（資料版商事法務496号11頁）

会計・税務面等の観点からどのような影響があるか等、会社全体に影響が及ぶ可能性があるため、慎重に検討する必要があると思われます。

第5 総会前に有価証券報告書を開示する際の留意点

2026年2月に公布・施行された改正企業内容等の開示に関する内閣府令により、自己株式の取得及び剰余金の配当に関するものを除いて、決議事項の概要等の記載が原則不要となりました。

金融庁は、この改正により、今後総会前開示を行う場合に有価証券報告書への記載が必要と考えられる事項として、①自己株式の取得等の状況、②主要な経営指標等の推移、③配当政策、④配当に関する注記事項（株主資本等変動計算関係）の4項目を挙げていますので、総会前開示を行う場合は、この4項目について気を付ければ足りるということになります。

併せて、総会前開示に関するQ&Aも公表されています（例えば、総会前開示を行う場合であって、株主総会ないしその後の取締役会で役員の異動について決議された場合の開示手続きや、これらの事項を任意に総会前に開示する有価証券報告書に記載した場合の手続きの要否などについて）⁹。

第6 有価証券報告書と事業報告等の一体開示への動き

「一体開示」とは、有価証券報告書と事業報告、計算書類等を合わせて一つの開示書類を作成し、開示することです¹⁰。会社法上、総会の3週間前までに事業報告・計算書類等を電子提供する必要があり（会社法325条の3第1項）、有価証券報告書を3週間前までに開示することができれば、これらの会社法上の書類と合わせて一つの開示書類とすることが可能になります。この一体開示は、現行法の下でも実施可能であり、作成と提出の実務負担を大幅に軽減することができるというメリットがあることから、改めてこの取組みが重視されつつあります。

経済産業省では、一体開示・一体的開示を企業が取り組むことが容易になるよう、「事業報告等と有価証券報告書の一体開示・一体的開示FAQ（制度編）」を取りまとめ2021年に公表していますが、近年の開示実務を取り巻く環境の変化を踏まえ、法務省・金融庁などの協力のもと企業の具体的な取組みを支援するため、2026年5月に同FAQの改訂版が公表されました¹¹。

同FAQ2.6によれば、現時点で一体開示を実際に行っている上場会社はないものの、2026年3月期以降に一体開示を検討中の企業があるとされています。

⁹ 金融庁「有価証券報告書を定時株主総会前に提出する場合の留意点（[sokaimaekaiji_ryuuiten20260220.pdf](https://www.fsa.go.jp/sokaimaekaiji_ryuuiten20260220.pdf)）

¹⁰ 「一体的開示」とは、一体開示に加えて、両者の記載内容を可能な範囲で共通化し、別々の書類として作成、開示する場合等を包含するより広い概念として使われています。

¹¹ 経済産業省：「事業報告等と有価証券報告書の一体開示・一体的開示FAQ（制度編）」を更新しました（<https://www.meti.go.jp/press/2026/05/20260512001/20260512001.html>）

第7 終わりに

改訂コーポレートガバナンスコードや金融庁からの要請を踏まえると、有価証券報告書の総会前開示は、今後の上場会社実務における重要テーマとなるものと考えられます。

短期的にみると、総会前日又は数日前への前倒しが第一歩としての対応となりますが、中長期的には、議決権基準日の見直し、総会の後倒し、有価証券報告書と事業報告等の一体開示等を組み合わせながら、各社の実務条件に鑑みて株主が十分に情報を検討できる開示スケジュールを構築していくことが望ましいものと思われます。

【執筆者】



泉 篤志（弁護士）

E-mail: aizumi@iwatagodo.com

東京大学法学部卒業、2005 年弁護士登録。
2013 年南カリフォルニア大学（LL.M.）修了。
主に企業買収・組織再編、合併会社等の設立・運営、会社法・金融商品取引法・取引所規制に関する助言、独占禁止法・公取委対応（企業結合対応を含む）、コーポレートガバナンス、株主総会、訴訟・紛争解決等を幅広く取り扱う。



伊藤 菜々子（弁護士）

E-mail: nanako.ito@iwatagodo.com

東京大学法科大学院修了、2007 年弁護士登録。
主に会社関係・金融関係訴訟を含む紛争解決、内部統制・コンプライアンス態勢構築、株主総会支援、危機管理（第三者委員会支援・企業不祥事等の調査、内部通報）を広く取り扱う。

岩田合同法律事務所

1902 年(明治 35 年)、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を開設したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。開設当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として多数の企業法務案件に関与しております。日本法弁護士約 120 名が東京・札幌の両オフィスに所属し、日本語対応も可能な中国法弁護士、フランス法弁護士、米国各州弁護士資格を有する多数の弁護士のほか、特別招聘顧問として元最高裁判所長官大谷直人氏、特別顧問として前公正取引委員会委員長古谷一之氏、前金融庁長官井藤英樹氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目 4 番 1 号 丸の内ビルディング 15 階
岩田合同法律事務所 広報: newsmail@iwatagodo.com

※本ニュースレターは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。
また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があり、また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。